

金剛寺小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、金剛寺小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成をめざすと共に、義務教育9年間の見通しを持った生徒指導について、七尾中学校区の小中学校の共通認識を踏まえた生徒指導方針に沿って共通実践を図るためのものである。

〔 目的 〕

第1条

この規程は、廿日市市立金剛寺小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自らを律しつつ、他人と協調し、自立的に社会生活を送ることができる力を育てるという生徒指導経営目標から必要な事項について児童と話し合い、課題を共有し定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

〔 登下校等 〕

第2条

登下校にあたっては、社会の一員として、交通ルールを守り、登下校をする。

(1) 登下校の方法

- 登下校は、社会の一員として、交通ルールや歩道のマナーを守り、右側通行で決められた横断歩道を渡る。
- 寄り道をしないで通学路を通り、なるべく1人にならないように、兄、姉、近所の友だちなどと一緒に登下校する。
- 自転車通学はしない。

(2) 登校・遅刻・欠席・早退・外出について

- 7時45分から8時10分の間に登校する。
- 欠席の場合、一斉メール（テトル）での欠席連絡を保護者が送信する。緊急の場合は、電話で連絡をする。欠席等の連絡がないのに登校していない児童がいる時は、学校はすぐに家庭と連絡を取り、確認する。
- 遅刻の場合は、電話で連絡をする。連絡のない遅刻や遅刻が続く場合、学校は、保護者に知らせ、改善を促すための話し合いをする。
- 早退の場合、保護者からの連絡があった場合にのみ対応する。緊急の場合は、電話で連絡をする。下校は、保護者の迎えと引き渡しを原則とする。
- 外出については、原則、登校したら外出は認めない。特別な理由がある場合は、保護者が担任に連絡して許可を得、引き渡し後、保護者が送り迎えをする。

〔 頭髪 〕

第3条

頭髪については、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型とする。

- 肩より髪が長い場合は結ぶ。髪を束ねる場合は、黒、紺、茶色のゴムを使用する。色つきのピンやリボンはしない。前髪が目にかからないようにする。

頭髪違反のうち、違反内容が次のような重大なものの場合、学校は保護者に改善を求める。

パーマ、アイロン、染色、脱色。整髪料の使用。

〔 不要物 〕

第4条

不要物については、学校への持ち込みを禁止とし、次のことを指導する。

(1) 学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。

筆箱等、日常用意すべき学習用具については具体的な内容を別に定める。

(2) 違反があった場合、学校預かりとし、保護者に連絡・指導を行った上で下校時に返す。

〔 服装等 〕

第5条

制服等，身なりについては，次のことを指導する。（P T A服装検討委員会制定の「標準服規程」による）

（1）標準服

○ボックス型（紺色）・セーター・ベスト・カーディガン（紺・黒）のいずれかを着用する。

（2）シャツ

○ カッターシャツ，ブラウスまたは，白のポロシャツを着用する。

○ 下着として色のついたTシャツを着ない。やむを得ず着る場合は，外から見えないように着用する。

（3）ズボン・スカート

○ 児童のズボン・スカート

半ズボン・ハーフズボン（ひざ丈）・スラックス（長ズボン）・キュロット・たすき掛け折りスカートを着用する。（色は，紺色）

○ 靴下の色は，白・紺・黒色とする（ワンポイントの図柄は可）。

○ 靴下の形は，ソックス，または，ハイソックスとする（スニーカーソックスやひざ上丈まであるものは不可）。

（5）通学靴

○ 白をベースとした運動靴とする。（華美にならないようにする。）

○ 雨天時や降雪時は，長靴を使用してもよい。

（6）上履き・体育館シューズ

○ 上靴は，くつ先に色つきのもの（色は限定しない）。大きいサイズがなければ中学校用のものでもよい。

○ 体育館では学校指定の体育館シューズを使用する。

○ どの靴も，靴箱に入れたときに見やすいところに名前を書く。

（7）名札

○ 学校指定のものを必ず左胸に着ける。

（8）帽子

○ 登下校の時などは，標準帽（紺）または赤白帽をかぶる。

（9）冬季の服装

○ 寒さや体調によっては，ジャンパー，手袋，マフラーなどの防寒着を着用してもよい。
（色は自由）

○ 登校したら，校舎内では上記の防寒着は着用しない。ただし，雪の降る日や気温が0℃前後の日に限り，休憩時間の外遊びで防寒着を着用しても良い。（マフラーは不可）その場合，管理職または生徒指導主事の判断により，職員及び児童に周知してから行う。

○ 登下校時に耳当てをしたり，ジャンパーのフードをかぶったりしない。（安全のため）

○ タイツやスパッツを着用する場合は，色は黒とする。

通常の指導を児童に行っても改善されない場合，学校は保護者に連絡し，改善をするための話し合いを行う。

〔 校内での生活 〕

第6条

校内生活については，次のことを指導する。

（1）授業やその他の活動

○ 自分の持ち物には，必ず記名する。

○ 時間（チャイムの合図）を守る。

○ 授業のあいさつ，返事，言葉づかいを大切にする。

○ 学習については，学校のきまりや担任等の指示を守る。

○ クラス全体で移動するときは，並んで静かに移動する。

（2）休憩時間

- 学校の外や立入禁止場所には行かない。
 - 校内放送は、静かに聞く。
 - 特別教室や他の教室には勝手に入らない。職員室に入るときは、入り口で学年と名前、用事を言ってから入る。
 - 廊下等、校舎内を走らない。
 - 上靴、下靴それぞれに決められたところを守って歩く。
 - 決められた場所で、安全に気をつけてルールを守って遊ぶ。外遊びはグラウンド（土のあるところ）で遊ぶ。
 - 学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。
トイレのスリッパは大切に扱い、きちんとそろえる。
- (3) 保健室利用
- 体調が優れない場合、保健室を利用することができる。緊急の場合を除いて、保健室を利用するときは担任の許可を得る。利用時間は、養護教諭が状況に応じて判断する。
体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡する。
 - 度重なる保健室利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
 - 虐待やネグレクトの疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。
- (4) 給食
- 衛生面に注意して給食当番等をする。
- (5) 掃除
- 掃除は、縦割り班で行い、班長の指示に従って分担する。必要のない話はしないで時間いっぱい掃除をして、反省会をして終わる。
- (6) 教育相談
- 学校は、児童、保護者で教育相談の希望があった場合、必要に応じて外部機関と連携を取りながら行う。
- (7) その他
- 卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したのにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
 - 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

通常の指導を児童に行っても改善されない場合、学校は保護者に連絡し、改善をするための話し合いを行う。

第3章 校外での生活に関すること

本章の指導では、学校・家庭・関係機関の連携を取りながら指導する。

〔 校外での生活 〕

第7条

校区外の生活については、次のことを指導する。

- (1) 児童だけの校区外への外出禁止
- (2) 児童だけで（ショッピングセンター、ゲームセンター等）への出入り禁止
- (3) 児童だけの外泊や夜間徘徊禁止
 - 保護者は、児童の安全確保の視点から、夜間に児童を外出させないようにする。
 - 保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。
- (4) 情報通信機器の持ち込みは原則禁止
- (5) 危険箇所への立ち入り禁止
- (6) 交通ルールの順守

第8条

自転車の乗り方については、次のことを指導する。

- (1) よく点検され、自分の体にあった自転車で、ヘルメットを着用して乗る。
- (2) 二人乗りや、手放し、追いかけてこなど、危ない乗り方をしない。
- (3) 暗くなってきたら必ずライトをつける。
- (4) 道に出るときや、踏切、交差点では止まって左右の安全を確かめる。
- (5) 急な坂道を上る時や、踏切を渡る時は、自転車を降りて押して歩く。
- (6) 1, 2年生の児童は、子どもだけの時は道路で乗らない。

第4章 特別な指導に関すること

第9条

次のような問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては、発達段階や常習性を配慮する。

- (1) 法令・法規に反する行為
- (2) 次に示すような行為が繰り返され、改善が見られない場合
 - けんか・暴力行為（対教師・児童間・対人・器物破損）
 - いじめ
 - 登校後の無断外出・無断早退
 - 指導に従わない（指導無視・暴言・授業妨害）

〔 特別な指導の目的 〕

第10条

特別な指導は、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己をふり返り、以後の生活に生かすための指導となるようにすることを目的とする。

〔 特別な指導を行うに当たって 〕

第11条

特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。実施にあたっては、次の事項について明確にして指導する。

- (1) 児童の課題を明確にし、特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせ、内容を保護者と共有する。
- (3) 特別な指導は別室での指導（聞き取りや個別反省指導、教科指導、スクールカウンセラーとの教育相談等）を行う。また指導にあたっては、中心的な担当者をきめ、十分な事実確認をし、指導記録を残す。
- (4) 特別な指導の期間は、原則1～3日間程度とする。児童の反省した姿を明確にし、具体的な行動目標を自己決定させる。また、児童の発達段階も考慮して効果的に行う。
- (5) 法令・法規に違反する行為、いじめ
暴力行為、その他、児童で指導を繰り返す場合は、市教委、警察、こども家庭センターなどの諸機関との連携を行う。

〔 規程の周知 〕

第12条

児童を対象とする全校朝会や保護者を対象とする入学説明会、学級懇談会などでの直接説明を行う。また、ホームページでの公開や家庭訪問、郵送等を通じて、規程の周知を図る。